第２表
申請設備使用燃料一覧（バイオマス発電の場合に記載）（注２）

| | 燃料区分（注１６） | 燃料番号（注１７） | 燃料名（注１８） | 備　考（注１９） |
|---|---|---|---|---|
| 燃料情報 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第３表

| | |
|---|---|
| 地方税法第七十二条の四に規定する法人である場合にはチェックをすること | □ |

（注１）　申請書を提出する担当経済産業局は次の記号にて記載すること。
Ａ：北海道経済産業局、Ｂ：東北経済産業局、Ｃ：関東経済産業局、Ｄ：中部経済産業局、Ｅ：近畿経済産業局、Ｆ：中国経済産業局、Ｇ：四国経済産業局、Ｈ：九州経済産業局、Ｉ：内閣府沖縄総合事務局

（注２）　申請設備数が複数となる場合には、同じ表を追加すること。

（注３）　発電設備の区分は次の記号にて記載すること。
Ａ：太陽光発電設備（１０ｋＷ以上）、Ｃ：風力発電設備（２０ｋＷ未満）、Ｄ：風力発電設備（２０ｋＷ以上）、Ｕ：洋上風力発電設備（２０ｋＷ以上）、Ｅ：水力発電設備（２００ｋＷ未満）、Ｖ：特定水力発電設備（２００ｋＷ未満）、Ｉ：水力発電設備（２００ｋＷ以上１０００ｋＷ未満）、Ｘ：特定水力発電設備（２００ｋＷ以上１０００ｋＷ未満）、Ｊ：水力発電設備（１０００ｋＷ以上３００００ｋＷ未満）、Ｙ：特定水力発電設備（１０００ｋＷ以上３００００ｋＷ未満）、Ｋ：地熱発電設備（１５０００ｋＷ未満）、Ｌ：地熱発電設備（１５０００ｋＷ以上）、Ｍ：バイオマス発電設備（メタン発酵ガス）、Ｎ：バイオマス発電設備（森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）燃焼）、Ｏ：バイオマス発電設備（一般木質バイオマス・農作物残さ燃焼）、Ｑ：バイオマス発電設備（建設資材廃棄物燃焼）、Ｒ：バイオマス発電設備（一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス燃焼）
なお、複数の再生可能エネルギー発電設備を設置する場合は、それぞれの設備からの電気の供給量が個別に計測できる場合は、それぞれ個別に設備認定申請することとし、個別に計測できない場合は、申請時点において調達価格の一番安い価格区分の記号を記載すること。
また、複数のバイオマス燃料を使用する場合は、最も使用量（発熱量）の多い燃料を使用するバイオマス区分記号を記載すること。

（注４）　発電出力は、当該申請に係る発電設備の定格発電出力を小数１桁（少数第２位切捨て）まで記載すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力とし、パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の出力を合計した値を記載すること。なお、１０ｋＷ未満となる場合は、様式第２により申請すること。

（注５）　複数地番をまたいで設備を設置する場合は、代表地番を記載するとともに、備考欄の「別途一覧表あり」のボックスにチェックを付して、別紙として全ての地番を記載した一覧表を提出すること。

（注６）　既設設備の場合、備考欄の「既設設備」のボックスにチェックを付して、運転開始年月日を記載すること。

（注７）　太陽光発電についてのみ記載し、太陽電池の型式番号が複数ある場合は行を追加しそれぞれについて記載すること。
太陽電池の種類は次の記号にて記載すること。
Ａ１：単結晶のシリコンを用いた太陽電池、Ａ２：多結晶のシリコンを用いた太陽電池
Ｂ：薄膜半導体を用いた太陽電池、Ｃ：化合物半導体を用いた太陽電池
変換効率は、日本工業規格Ｃ８９６０において定められた真性変換効率であって完成品としての太陽電池モジュールの数値を元に算定された効率、又は、実効変換効率を記載することとし、備考欄の「真性変換効率」又は「実効変換効率」のボックスのうち該当する方にチェックを入れること（真性変換効率＞実効変換効率となるため、実効変換効率が認定基準を満たしていれば、真性変換効率も認定基準を満たしている。）。また、太陽光発電設備が破壊することなく折り曲げることができるもの又はレンズ若しくは反射鏡を用いるものである場合は、備考欄の「除外事項該当性」のボックスにチェックを付すこと。

（注８）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する方法（どの地点で、どの計量器で、等）を具体的に記載すること。

（注９）　申請者と同じ場合は、「申請者と同じ」と記載することでも良い。

（注１０）　電気事業者に供給する再生可能エネルギー電気の量を計量する電力量計（計量法に基づく特定計量器）を配線図内で指し示すこと。

（注１１）　調達期間にわたり点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること及び当該設備に関し修理が必要な場合に、当該修理が必要となる事由が生じてから三月以内に修理の実施が可能である体制が備わっていることを示す書類を添付すること。

（注１２）　既設設備の場合、運転開始年月日（若しくは設備の設置完了年月日、売電開始年月日）を証する書類を添付すること。

（注１３）　製品の製造事業者名及び型式番号等、当該発電設備の内容を特定することのできる記号若しくは番号を証する書類又は設備の設計仕様図若しくはそれに準じる書類を添付すること。太陽光発電の場合は、太陽電池の種類及び変換効率がわかる書類も併せて提出すること。

（注１４）　設備の導入に当たり、「地域新エネルギー等導入促進対策費補助金」、「新エネルギー等事業者支援対策費補助金」、「新エネルギー事業者支援対策費補助金」、「中小水力・地熱発電開発費等補助金」の受給を受けている場合は、補助金額確定通知書を添付すること。

（注１５）　項目欄が不足する場合は、欄を追加すること。

（注１６）　燃料区分の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、燃料区分名を次の記号にて記載すること。
〔燃料区分〕
Ａ：メタン発酵ガス、Ｂ：森林における立木竹の伐採又は間伐により発生する未利用の木質バイオマス（輸入されたものを除く）、Ｃ：一般木質バイオマス・農作物残さ（製材等残材、輸入木材、農作物残さ等）、Ｄ：建設資材廃棄物、Ｅ：一般廃棄物・木質バイオマス以外のバイオマス、Ｆ：その他（助燃剤等）

（注１７）　燃料番号の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について、次の番号にて記載すること。複数ある場合には複数記載すること。
〔バイオマス燃料〕
０１：間伐材又は主伐材
０２：建設資材廃棄物
０３：０１及び０２以外の木材（製材端材や輸入木材等）
０４：パーム椰子殻、もみ殻等の農作物残さ
０５：一般廃棄物又は産業廃棄物（02及び06から12までに掲げるものを除く。）
０６：鶏糞
０７：下水汚泥
０８：食品廃棄物
０９：ＲＤＦ
１０：ＲＰＦ
１１：黒液
１２：その他廃棄物由来のバイオマス燃料
１３：その他のバイオマス燃料
〔バイオマス燃料以外の燃料（助燃剤として用いるものを含む。以下同じ。）〕
１４：石油
１５：石油ガス
１６：可燃性天然ガス
１７：石炭
１８：上記14から17までに掲げるものから製造される製品又は燃料
１９：上記14から18までに掲げるもので廃棄物となったもの
２０：その他のバイオマス燃料以外の燃料

（注１８）　燃料名の欄には、ボイラーや内燃機関等に投入する発熱量を有する全ての燃料について具体的な燃料名を記載すること。

（注１９）　起動時若しくは停止時のみに使用し、発電時に使用しない助燃剤は、備考欄に「助燃剤」と記載し、使用形態（起動時若しくは停止時）を備考欄に記載すること。

備考
・用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格Ａ４とすること。
・氏名を記載し押印することに代えて署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署すること。